

第2章 計画 (Plan)

1 環境に影響を及ぼす活動

環境に影響を及ぼす原因となる活動のうち、主なものは下表のとおり。

環境への負荷		環境に影響を及ぼす活動
エネルギーの使用	電気の使用	照明の使用 OA 機器の使用 空調の使用
	都市ガスの使用	空調の使用 ガス給湯器の使用
	ガソリンの使用	車両の運転
	その他の燃料（軽油・灯油等）の使用	車両、設備の運転
資源の使用		上水の使用 物品の使用 コピー用紙の使用
廃棄物等の排出		廃棄物の排出 汚水の排出
その他	発注業務（間接的な影響）	印刷発注
		工事発注
		その他委託業務発注

環境に良い影響を及ぼす活動	
環境に配慮した施策の推進	緑化の推進
	グリーン購入の推進
	廃棄物の減量・リサイクル
	委託業者等への環境配慮の取組に対する協力依頼（グリーン配送など）
	各種事務事業を通じた環境配慮 〔建設副産物の再資源化、下水汚泥の有効利用、 国産木材等の使用など〕

(1) 環境に影響を及ぼす活動の追加・修正

環境管理責任者（環境局長）（以下「環境局長」という。）は、所属環境管理実行委員長（所属長）（以下「所属長」という。）の意見等をふまえ、必要に応じて、環境に影響を及ぼす活動を追加・修正することができる。

2 環境関係法令等の遵守事項の特定

(1) 環境法令等登録書

環境局長は、環境関係法令等の遵守事項を特定するため、環境法令等登録書を作成する。所属長は、所管する設備の運用・管理や事務事業活動において特定された環境関係法令等を遵守する。

(2) 環境法令等登録書の追加・修正

環境局長は、所属長の意見等をふまえ、必要に応じて、環境法令等登録書を修正することができる。

3 取組目標

環境に影響を及ぼす活動の中から、特に重要と認める事項について、目標を定めて取組を推進する。

(1) 目標設定

環境に配慮した取組については、2021年度から2025年度までの5年間で取り組む中期目標を設定する。

また、一部の取組については、毎年度短期目標を設定し、中期目標達成のための進捗管理を行う。

(2) 市全体の取組目標

環境局長は、実行計画〔事務事業編〕に定める目標※を達成するため、市全体で実施する環境に配慮した取組に係る目標を定めるとともに、その目標を所属長に周知し、目標達成のための取組を喚起する。

(3) 各所属の取組目標

実行計画〔事務事業編〕において所属別の削減目標を設定している所属については、その削減目標を取組目標とする。

その他の所属長は、市全体の目標を勘案して所属における取組目標を定めることができる。

※実行計画〔事務事業編〕に定める目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、2025年度に基準年度（2013年度）の排出量から、25%以上削減することを目標とする。

環境法令等登録書

環境に影響を及ぼす設備・活動		法令等		
施設・設備に関するもの	ばい煙発生施設	ばい煙発生施設を有する。 ボイラー（伝熱面積が10㎡以上）、ガス吸収式冷温水発生機 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50kg/h以上	大気汚染防止法、 大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領	
	ボイラー	蒸気ボイラー	労働安全衛生法	
	電気工作物	自家用電気工作物、 非常用発電機	電気事業法	
	都市ガス設備		ガス事業法	
	危険物貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵している。	消防法	
		地下タンクを有する。	消防法	
		指定数量未満（1/5以上）の危険物を貯蔵している。	大阪市火災予防条例	
		重油・軽油・灯油・ガソリン等の危険物の貯蔵所を有する。	水質汚濁防止法	
騒音発生施設	下記特定施設を有する。 冷凍機、空調機（7.5kw以上）、圧縮機、送風機（3.7kw以上）、 クーリングタワー（2.2kw以上）、粉砕機	騒音規制法、 大阪府生活環境の保全等に関する条例		
振動発生施設	下記特定施設を有する。 圧縮機（7.5kw以上）、粉砕機（3.7kw以上）	振動規制法、 大阪府生活環境の保全等に関する条例		
事務事業活動に伴うもの	特定自動車の保有（特定自動車：ディーゼル車、トラック、バス、マイクロバス等で、規制対象地域内（大阪市も含まれる）に使用の本拠地がある自動車。）		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOx・PM法）	
	ターボ冷凍機 スクルー型冷凍機 レシプロ型冷凍機		高圧ガス保安法	
	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	
	排水	①最大排水量が50m ³ /日以上である。②特定施設を有する厨房施設（総床面積が420㎡以上）、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、洗浄施設を有する。	下水道法	
	排出物	ビル管法第2条に規定する特定建築物や事務所の用途に供される部分の延床面積1,000㎡以上の建物等	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	
	産業廃棄物	産業廃棄物を排出する。 （特別管理産業廃棄物を含む）		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		産 業 特 別 管 理 廃 棄 物	感染性産業廃棄物の排出、PCB廃棄物、 水銀廃棄物等の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
			PCB廃棄物の保管	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）
	廃棄	特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫等）を廃棄する。 ※業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等はフロン排出抑制法に準拠	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	
	その他			

※1：上記以外に適用される法令等については、欄を追加し、必要事項を記入してください。

※2：区役所の電気工作物については、都市整備局のエネ管理担当が電気主任技術者に選任されている。

環境に配慮した取組目標

		中期目標 (2013⇒2025)	短期目標 (2013⇒2021～2025)
温室効果ガス 総排出量	市全体の目標	-25%以上	-
	環境局 (一部事務組合含む)	-8.7%	-
	建設局	-39.7%	-
	水道局	-36.8%	-
	教育委員会 事務局	-20.4%	-
	経済戦略局	-45.9%	-
	その他の部局	-35.1%	-
コピー用紙 使用量	各所属共通	2013年度の使用量以下に抑制	
上水使用量	各所属共通	2013年度の使用量以下に抑制	
廃棄物量	各所属共通	2013年度の排出量以下に抑制	
紙ごみの リサイクル	各所属共通	資源化可能な紙類は全量リサイクルする。	
グリーン購入の 推進	各所属共通	「大阪市グリーン調達方針」の判断基準にそって対象品目のグリーン調達を推進する。	
グリーン配送の 推進	各所属共通	本市への物品の納入に当たって、「グリーン配送適合車」の使用の義務付けを推進する。	
公用車への 次世代自動車導入	各所属共通	「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」に基づき、次世代自動車の導入を推進する。	

※2013年度実績が把握困難または存在しない場合は、把握可能な直近の実績を基準とする。

※庁舎等の条件により、使用量・排出量等の把握が困難な場合は、数値による目標達成評価の対象から除く。

※選挙事務等の通年外業務、新規事業や新システムの導入等があった場合は、目標達成評価の際に考慮する。

※コピー用紙の使用量は、購入量を基本とし把握する。

環境に配慮した取組 (例)

区 分		取 組 内 容
省エネルギー	全 体	不要照明の消灯
		パソコンの省エネ
		パソコンの省エネ
		冷暖房負荷の低減
		冷暖房負荷の低減
		冷暖房負荷の低減
	自動車利用の抑制	
	自動車利用の抑制	
	その他	
	その他	
	その他	
施設・設備	省エネ・省CO ₂ 機器の導入	
	省エネ・省CO ₂ 機器の導入	
	環境配慮技術の導入推進	
	再生可能エネルギーの利用推進	
	再生可能エネルギーの利用推進	
	見える化の推進	
省資源	設備の運転管理	
	設備の運転管理	
	ペーパーレスの推進	
	紙の使用量の抑制	
	紙の使用量の抑制	
	紙の使用量の抑制	
紙の使用量の抑制		

区 分		取 組 内 容
節 水	節水の徹底	こまめな止水や、水を貯めての食器洗浄等、効率的な水の利用に努める。
	節水型機器の導入	機器の購入・更新の際は、「大阪市グリーン調達方針」に基づき節水型機器を優先導入する。 設備更新の際には、自動水栓や雨水利用設備等の導入を検討する。
・廃 リ サ イ ク の 減 量	全 般	ごみ減量推進分科会が定める「市役所内事業系ごみ減量マニュアル」及び「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組を推進する。
	ごみの発生抑制	ごみ箱の設置数の削減やごみ箱へのイラスト等による分別表示などにより、職員の意識向上を図る。 不用だが、まだ使える物品等は、職場間でのリユースを推進する。 (例：会計室が提供しているリユース情報や所属等で設置している5Sリユースコーナーの活用)
	リサイクル	廃棄の際は分別を徹底し、リサイクルを推進する。 資源化可能な紙類は、全て品目別に分類し、全量リサイクルする。
グ リ ン 調 達	グリーン調達の 徹底	「大阪市グリーン調達方針」で定める基準適合品の調達を徹底する。
		調達方針で基準を定めていない物品等についても、環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
		省資源の観点から、物品等の必要量を精査し、調達量を抑制する。
自 次 動 世 代	公用車への 次世代自動車の 導入推進	「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」に基づき、公用車への次世代自動車導入を推進し、乗用車については、EV・PHV・FCVの導入を原則とする。
そ の 他	緑化の推進	建築物の屋上・壁面等の緑化を推進する。
	打ち水の実施	道路等に雨水・二次利用水をまく打ち水を実施し、地面温度を下げ、真夏の気温低減を図る。
	フロン類の 排出抑制	フロン類を使用した機器（エアコン・冷蔵庫等）は適切な維持管理と適正な廃棄を行う。
		フロン類を使用した業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器は、簡易点検・定期点検を着実に実施するとともに、第一種フロン類充填回収業者による適正な充填・回収、機器の更新を行う。 (フロン類の大気中への放出防止のため、フロン排出抑制法を遵守する。)
	イベント等における 環境配慮の徹底	本市が主催するイベントや、市が主体的にかかわるイベントについては、再生可能エネルギー100%電力の使用によるイベントの低炭素化、ごみの発生抑制や分別・リサイクルの徹底、プラスチックの使用抑制、国産木材の利用促進など、環境への配慮を徹底する。
ワーク・ライフ・ バランスの実現と 環境負荷の低減	定時退庁の推進、超過勤務の削減による照明・OA機器・空調機の稼働時間短縮など、業務改善によるワーク・ライフ・バランスの実現と環境負荷の低減の両立を図る。	

※上記のほか、大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕に基づく取組を推進する。